

福岡市政担当記者各位

こども未来局こども部こども発達支援課

## 不妊治療の保険適用に伴う令和4年度助成事業（経過措置）の実施について

令和4年4月から不妊治療が保険適用となることに伴い、本市における現行制度での不妊治療費助成事業（特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業）は令和3年度を以て終了します。ただし、令和4年度においては、これまでの助成制度から保険制度への移行期間として、経過措置としての助成事業を下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 特定不妊治療費助成事業（福岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業）の変更点

	現行制度（令和3年度）	経過措置（令和4年度）
対象者	次の要件をすべて満たすもの ・福岡市内に住民票を有する ・法律上または事実上の夫婦 ・指定医療機関で治療を受けた ・妻の年齢が42歳以下	現行制度による対象者のうち、 <b>治療期間が年度をまたぐもの（令和4年3月31日以前に治療開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に治療終了したもの）</b>
対象の治療	保険外診療の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）・男性不妊治療	保険外診療の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）・男性不妊治療のうち、 <b>治療期間が年度をまたぐもの（前述のとおり）</b>
助成回数	通算6回まで （40歳以上43歳未満は3回まで）	<b>1回のみ</b> （ただし、現行の助成制度による上限回数を超える場合は、対象外）
申請期限	治療終了日の属する年度末（3月31日）まで。ただし、1月～3月に治療が終了した場合は、次の6月末まで。	<b>令和5年3月31日まで</b>

#### 2 一般不妊治療費助成事業の変更点

	現行制度（令和3年度）	経過措置（令和4年度）
対象者	次の要件をすべて満たすもの ・福岡市内に住民票を有する ・法律上または事実上の夫婦 ・妻の年齢が39歳以下	現行制度の対象者のうち、 <b>治療開始日が令和4年3月31日以前であるもの</b>
対象の治療	保険外診療の一般不妊治療（人工授精）	保険外診療の一般不妊治療（人工授精）のうち、 <b>令和4年3月31日以前に治療開始したもの</b>
助成額	治療開始月から1年間に要した費用の2分の1（上限5万円）	治療開始月から1年間 <b>（令和4年3月31日以前に限る）</b> に要した費用の2分の1（上限5万円）
申請期限	治療開始月から1年3カ月以内	治療開始月から1年3カ月以内 ただし、 <b>令和4年9月30日（金）限りで終了</b>

<問い合わせ先>

こども未来局こども部こども発達支援課  
711-4174（内線1747）  
担当 吉田